# 若年雇用対策の社会的包摂政策としての 再構成

2009.8.3 「若年雇用対策プロジェクトチーム」 東京外国語大学 北脇保之

### 社会的包摂政策としての雇用政策

### 【様々な不平等問題を包括的にとらえる視点】

▶ 所得の多寡に基づく「貧困」⇒職業の有無、教育や職業 資格の程度、地域コミュニティの状況など多元的な リスクに配慮した「社会的排除」

### 【社会政策の基本方針】

- ▶ 現金やサービス支給に基づいたニーズ保障(=「給付」)⇒排除されている人々を再び社会に組み入れる社会的包摂(=「社会参加」)
- 社会的包摂=経済・社会・文化・政治的側面を内包する 複層的なメカニズム
  - \* 参考: 福原宏幸(2007)

### 若者の自立を阻む状況

【平等な教育へのアクセスの喪失】

- ト高い高等教育費
- ▶ 不十分な奨学金制度
- 高校・大学からのドロップ・アウト
- 大学教育と「就活」の関連の無さ

【学校・企業・職業訓練機関における教育訓練の欠如】

- 企業内訓練の対象外となる非正規雇用者の増大
- ▶ 企業外の職業指導・訓練機会の不足

【労働者全体の労働環境・条件の悪化】

- 正規雇用に比べ処遇格差の大きい非正規雇用の増大
- ▶ 過大なノルマ・長時間労働・給料のあがらない正規社員

## 政策の方向性

- ① 適正な労働(decent work)の確保
- ▶ 正規雇用と非正規雇用の間にある賃金・通勤手当・退職金・昇給・育児休業・種々の社会保険などの格差是正の法制化

### ②労働力の活性化

- ▶雇用を前提とした雇用保険でなく、求職活動や職業 訓練プログラムへの参加を可能にする所得保障の仕 組み
- ▶職業紹介サービスや職業訓練プログラムの提供⇒個別企業を越えて通用する職業能力形成・評価制度の創出

アントレプレナーシップの奨励⇒起業家支援策に若者特別枠の設置

### ③個人の能力開発

- 高等教育に対する家庭負担の軽減
- ▶ 大学生に対する求人活動を4年生以降に制限⇒大学組織、経営者団体、リクルート関連企業による協定
- ④多元的活動への参加の奨励
- ▶ NPO・ボランティア活動、社会的企業など働き方の多様化の奨励⇒情報提供、NPO等への税制支援

▶無業状態から労働市場に参加するまでをつなぐ場の 創出⇒地域自治体、NPO等による就労支援プログ ラム、コミュニティ・カレッジ

\*社会的包摂政策としての若年雇用政策は、外国人労働者雇用政策とほとんどの部分が共通するものである。